

## 第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、電波法の目的並びに電波法及び電波法に基づく命令において使用する用語の定義である。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の  A  な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 「電波」とは、 B  以下の周波数の電磁波をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、 C  を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線局」とは、無線設備及び  D  の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C	D
1	公平かつ能率的	300万メガヘルツ	音声その他の音響	無線設備の操作を行う者
2	公平かつ能率的	300万ギガヘルツ	音声	無線従事者
3	安心で安全	300万メガヘルツ	音声	無線設備の操作を行う者
4	安心で安全	300万ギガヘルツ	音声その他の音響	無線従事者

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の免許の申請の審査について述べたものである。電波法（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、電波法第6条（免許の申請）第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- (1) 工事設計が  A  に適合すること。
- (2) 周波数の割当てが可能であること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務省令で定める  B  に合致すること。

A	B
1 電波法施行令に定めるところ	特定無線局の開設の根本的基準
2 電波法施行令に定めるところ	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
4 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	特定無線局の開設の根本的基準

A-3 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
  - (1) 工事落成の期限
  - (2)  A
  - (3) 呼出符号
  - (4)  B
  - (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

A	B
1 電波の型式及び周波数	空中線電力及び空中線の型式
2 電波の型式及び周波数	空中線電力
3 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力及び空中線の型式
4 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力

A-4 総務大臣が無線局の免許を与えたときに交付する免許状に記載しなければならない事項として、電波法（第14条）に規定されていないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の種別
- 2 無線局の目的
- 3 通信の相手方及び通信事項
- 4 無線設備の工事設計

A-5 電波の質に関する記述として、電波法（第28条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信設備に使用する電波の周波数の安定度及び幅、空中線電力の許容偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 2 送信設備に使用する電波の周波数の安定度、空中線電力の許容偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 4 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び安定度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A-6 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の  A からの許容することができる最大の偏差又は発射の  B の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

- | A       | B     |
|---------|-------|
| 1 割当周波数 | 搬送周波数 |
| 2 割当周波数 | 特性周波数 |
| 3 基本周波数 | 特性周波数 |
| 4 基本周波数 | 搬送周波数 |

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧  A を超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から  B 以上のものでなければならない。ただし、次の各号の場合は、この限りでない。

- (1)  B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

- | A        | B       | C     |
|----------|---------|-------|
| 1 750ボルト | 2.5メートル | 無線従事者 |
| 2 750ボルト | 3.5メートル | 取扱者   |
| 3 350ボルト | 2.5メートル | 取扱者   |
| 4 350ボルト | 3.5メートル | 無線従事者 |

A-8 空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則（第22条）に規定されていないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主輻射方向及び副輻射方向
- 2 水平面の主輻射の角度の幅
- 3 給電線よりの輻射
- 4 主輻射方向の利得

A-9 擬似空中線回路の使用に関する記述として、電波法（第57条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電波を発射しようとするときは、なるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作することを確認しなければならない。
- 2 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用を必要とするときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 無線局は、自局の発射する電波の周波数を測定するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-10 次の記述は、アマチュア無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合には、 A は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。

- | A                           | B                    |
|-----------------------------|----------------------|
| 1 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数 | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |
| 2 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数 | 遭難通信                 |
| 3 識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力     | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |
| 4 識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力     | 遭難通信                 |

A-11 次の記述は、無線局の無線電話通信における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確認しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与える虞<sup>おそれ</sup>があるときは、 B 呼出しをしてはならない。

- | A             | B                   |
|---------------|---------------------|
| 1 受信機を最良の感度   | その通信が終了した後でなければ     |
| 2 受信機を最良の感度   | 少なくとも3分間の間隔をおこななければ |
| 3 送信機を通常の動作状態 | 少なくとも3分間の間隔をおこななければ |
| 4 送信機を通常の動作状態 | その通信が終了した後でなければ     |

A-12 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ①  A 3回
- ② DE 1回
- ③ 自局の呼出符号  B

- | A     | B  |
|-------|----|
| 1 VVV | 3回 |
| 2 VVV | 1回 |
| 3 EX  | 3回 |
| 4 EX  | 1回 |

**A-13** 欧文によるモールス無線通信において使用する「こちらは、閉局します。」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - . . . - . . .
- 2 - . - . . . - . . . .
- 3 . - - . . . . .
- 4 . - . . - - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-14** 「当局名は、・・・です。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - . - . - . . -
- 2 - - . - . - . . . . .
- 3 - - . - . - . - -
- 4 - - . - . - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-15** アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 DENMARK	- . . . . - . - - . - . - . . . .
2 ITALY	. . - . - . - . - - -
3 NORWAY	- . - - - . - . . - . - - - -
4 SPAIN	. . . . - . - . . - . . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-16** CZNLBU82 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - . - - . . - . - . . - . . . - . . . - . . . - - . . . .
- 2 - - - - - . . - . - . . - . . . - . . . - . . . - - . . . .
- 3 - . - . . - . . . - . . . - . . . - . . . - - . . . - . . . - - . . . -
- 4 - . . - - . . . - . . . - . . . - . . . - - . . . - . . . - - . . . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-17** アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第71条の5）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質及び空中線電力を検査しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、空中線の撤去を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許を取り消さなければならない。

A-18 次の記述は、無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行うことができる処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて  A を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 B することができる。

- | A                 | B                  |
|-------------------|--------------------|
| 1 無線局に対して電波の発射の停止 | 周波数若しくは空中線電力を制限    |
| 2 無線局に対して電波の発射の停止 | 電波の型式若しくは周波数の指定を変更 |
| 3 無線局の運用の停止       | 周波数若しくは空中線電力を制限    |
| 4 無線局の運用の停止       | 電波の型式若しくは周波数の指定を変更 |

A-19 総務大臣への報告に関する記述として、電波法（第80条及び第81条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 3 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-20 総務大臣が無線従事者の免許を与えない場合に関する記述として、電波法（第42条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を有しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 電波法の規定に違反し過料に処せられた者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 電波法に基づく処分に違反し、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A-21 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 2 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式として、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術を使用しなければならない。
- 3 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 4 減幅電波の発射は、すべての局に対して禁止する。

A-22 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、 A 伝送、 B 信号の伝送、 C 又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。

- | A       | B    | C    |
|---------|------|------|
| 1 不要な   | 過剰な  | 虚偽の  |
| 2 不要な   | 不正確な | 不明瞭な |
| 3 暗語による | 過剰な  | 不明瞭な |
| 4 暗語による | 不正確な | 虚偽の  |

A-23 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 A ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、 B を守ることを要する。

A	B
1 無線設備を所有する	無線通信の規律
2 無線設備を所有する	電気通信の秘密
3 設置し、又は運用する	電気通信の秘密
4 設置し、又は運用する	無線通信の規律

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 A されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 B に限って、 C の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 伝送能率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信
2 伝送能率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	第三者のために国際通信
3 意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	アマチュア局以外の局との国際通信
4 意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時	第三者のために国際通信

B-1 無線局の免許状の訂正に関する記述として、無線局免許手続規則（第22条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、直ちに旧免許状を廃棄しなければならない。
- イ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの免許状の訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- ウ 免許人から免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- エ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人から免許状に記載した氏名又は名称の訂正の申請があったときは、新たな免許状を交付しなければならない。
- オ 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

B-2 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 周波数をその ア 内に維持するため、送信装置は、できる限り イ によって ウ に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその ア 内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り エ によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る オ によっても周波数をその ア 内に維持するものでなければならない。

1 占有周波数帯幅の許容値	2 許容偏差
3 商用電源の電圧の変動	4 電源電圧又は負荷の変化
5 気圧の変化	6 外囲の温度又は湿度の変化
7 発振周波数	8 変調周波数
9 振動又は衝撃	10 環境の変化

